

## 平成29年度第1回郡上市歴史的風致維持向上計画協議会会議録

- 【日 時】 平成29年5月16日（火） 13時30分～15時20分
- 【場 所】 郡上市総合文化センター4階第1大会議室
- 【出席委員】 後藤治、鶴田佳子、庄村保徳、藤田政光、大坪信治、小林隆司、  
（敬称略） 野々田拙夫、辻大治（代理出席）、細川竜弥、尾藤康春、丸山功、  
菅原賢（オブザーバー）
- 【欠席委員】 高橋教雄、高垣昌幸、三島真、尾藤純、上田英俊
- 【出席職員】 都市住宅課：山田、可児、大坪、小森、蓑島  
社会教育課：長尾、蓑島
- 【傍 聴 者】 岡本彰（建通新聞社）、原田光一郎（中部地方整備局）

### 《内容》

**山田課長** まだお見えにならない方もみえますが、遅参すると連絡がありましたので、始めさせていただきます。本日は、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。

皆様には、第3期目となります郡上市歴史的風致維持向上計画協議会委員としてのご就任をお願いいたしましたところ、快くご了承いただきまして厚く御礼申し上げます。

本来であれば委嘱書を市長よりお渡しするところではありますが、誠に失礼とは存じますが、委嘱書をお席の方にお配りしておりますのでご確認をお願いします。

現在のところ、委員16名中10名のご出席をいただいております。

従いまして、郡上市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱第6条第2項の規定を満たしておりますので、ただ今から、平成29年度第1回郡上市歴史的風致維持向上計画協議会を始めさせていただきます。

それでは開会にあたり郡上市建設部長 尾藤康春が、ご挨拶申し上げます。

**尾藤部長** 本日は、郡上市歴史的風致維持向上計画協議会を開催しましたところ、皆様方にはお忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

郡上市歴史的風致維持向上計画協議会委員の就任につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間で委嘱期間としてお願いしているところであります。よろしくお願いたします。

また本日は、工学院大学の後藤先生、国土交通省 中部地方整備局 建政部の菅原様には遠路からお越しいただき誠にありがとうございます。

さて、郡上市の歴史的風致維持向上計画は、平成24年12月に選定された郡上八幡北町地区伝統的建造物群保存地区を核に、歴史的資源を活かしたまちづくりの推進を目的として策定したものであり、平成26年2月に国より認定されています。

平成28年度をもってこの計画期間の3年が経過したことから、先日、外部の有識者の方々によります、3年間の評価のための会議を開催いたしまして、ご意見を伺ったところでもあります。

当協議会は歴史まちづくり法第11条の規定に基づき設置しており、また、同法第8条で「認定を受けた市町村に計画の実施状況を求めることができる」とされています。

本日、委員の皆様方にはこの計画に記載された取り組みの進捗状況をご確認いただきまして、それに対する忌憚のないご意見をいただきたいと思いますと考えております。また、オブザーバーとしてご出席をいただいております、都市調整官の菅原様には、細部にわたりましてご指導いただきたくよろしく申し上げます。

甚だ簡単でございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

申し遅れましたが、私、この4月の人事異動により建設部にお世話になることになりました尾藤と申します。今後とも皆様方のお力を頂きながら、まちづくりに対して取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**山田課長** それでは、次第に従い進めて参ります。

最初に、設置要綱第5条で協議会には会長1名及び副会長1名を置くこととされています。今回の1回目の会議において、会長、副会長を決定していただきたいと思っております。

なお、本協議会委員の方の紹介は、お手元の名簿に替えさせていただきますので願います。また、当協議会におきましては、国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市調整官の菅原様にオブザーバーとしてご出席いただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長、副会長の決定をお願いします。会長・副会長につきましては設置要綱第5条1項の規定により「委員の互選により定める」とございますが、どのような方法での選出がよろしいでしょうか。

特に、ご意見がなければ、事務局案をお示したいと思っておりますが、いかがでしょうか？

**委員一同** 異議なし。

**山田課長** ありがとうございます。それでは、事務局の案を提示させていただきます。

事務局案としましては、全国の歴史まちづくりに精通しておられる後藤先生に引き続き会長をお願いしたいと思います。また、本日は所用のため欠席ではございますが、地域の郷土史家である高橋先生に引き続き副会長をお願いしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

**委員一同** 異議なし。

山田課長 ありがとうございます。  
それでは、お二方に引き続き、会長、副会長をお願いしたいと存じます。  
後藤先生には会長席に、移動をお願いします。ここで、会長の後藤先生から一言「ごあいさつ」を賜りたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

後藤会長 工学院大学の後藤と申します。前期に引き続き会長を務めさせていただきます。微力ながら郡上市の歴史的風致の維持向上のために尽くしていければと思っております。  
本日は、国土交通省の菅原調整官から法律の運用指針の改定のご報告があり、郡上市にとっても意味のある情報を提供いただきます。歴まち計画は10年となっていますが、その先を見据えたことも考えられますので、今後益々皆様のご協力をいただきこの協議会が郡上市の力となれるようになればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

山田課長 ありがとうございました。  
なお、本日の会議は「郡上市住民自治基本条例」に基づき公開としております。また、会議の記録のため、事務局で必要に応じて写真撮影、録音などをしておりますのでお断り申し上げます。  
それでは、以後の進行につきましては、設置要綱第6条1項の規定により会長に議事をお願いしたいと思いますので、後藤会長、よろしくお願いいたします。

後藤会長 お手元の議事次第に沿って進めてまいりたいと思います。議事次第の4. 協議事項 郡上市歴史的風致維持向上計画の平成28年度進行管理・評価について、事務局より説明いただきます。

可 児 =「資料に沿って事務局説明（都市住宅課：可児）」=

後藤会長 ただ今の説明について、ご質問、ご意見をお願いします。

丸山委員 先程説明の29ページの指標を今一度確認させてください。

可 児 まちなみづくり町民協定審査件数は、平成26年度までで288件行っており、この3年間では61件の審査を行っております。歴史的風致形成建造物指定候補件数につきましては策定時の計画書では4件であったものが、昨年度の検討結果により34件を加え38件となっております。伝建地区の修理・修景件数につきましては、平成26年度時は5件であったものが、この3年間で23件増の28件となっております。また、空き家利活用件数では、実際には平成27年度からの2年間ということになりますが、0

件から13件となっております。以上です。

**庄村委員** 無電柱化について、現在の計画は平成31年度に完成ということではありますが、伝建地区のみで終わってしまうのは惜しい気がします。今後、無電柱化の拡大について伝建地区の拡大も含め、どのように考えていますか。

**可 児** 無電柱化の拡大につきましては、現在実施しています伝建地区以外の南町についても国の無電柱化推進計画に挙げさせていただいています。しかしながら、実施にあたっては次の段階として中部ブロック推進協議会に諮る必要があります、電線管理者等との合意が必要でありハードルの高いものとなっております。市としましては、現在の伝建地区での無電柱化をしっかりと完成させることをまず目標として取り組みたいと思っております。他地区への無電柱化につきましては、地元の盛り上がりとか市の財政などを総合的に考え検討してまいりたいと思っております。

**長尾課長** 社会教育課長の長尾と申します。伝建地区の拡大につきましては、無電柱化の考え方と同様ではありますが、現在の地区において修理修景事業、防災対策事業等をしっかりと推進して行く中で、南町においても声が強く出てきた際には県・国等々と協議をさせていただき拡大となると考えております。いずれにしましても、住民の方との合意形成が大切であるため、今は、北町についてしっかりと事業を推進しその様子を見ていただいとすることを考えております。

**後藤会長** 本日は、祭礼の代表の方に出席いただいておりますので、ソフト事業で支援はされていますが、その効果とか今後の要望など含めてご意見を伺いたいと思っております。

**大坪委員** 岸剣神社の大坪と申します。平成28年度に神楽堂の修理等の修繕に支援いただきました。先程説明もありましたが、やはり神楽の用具等を収納する倉庫が老朽化していますので、そちらへの支援も期待したいところであります。

**後藤会長** 保管することも大切であると思っておりますが、見ていただくため空き家を利用して展示するなど工夫があると良いと思っております。その辺りも検討いただくと良いと思っております。

**小林委員** 日吉神社の小林と申します。一昨年度に日吉神社も神楽堂の修繕と舞子の衣装新調に支援いただきました。新調した衣装を少しでも長持ちさせるため防水加工を独自に行ったところであります。地区の方が迎えるため手に持つ提灯の張り替え等の修繕についても支援の対象としていただければと思っております。

**後藤会長** 22ページにあります提灯のしつらえも大切であります、神社の参道の景観がとても大事であります。歴まち計画では、祭りそのものとその場も一緒に風致向上させるのが目的でありますので、ソフトで使うものも支援していくということが大事であろうと思います。ご検討いただければと思います。

**野々田委員** 八幡神社の野々田と申します。八幡神社についても今年度、神楽堂の修繕等に支援していただきます。大神楽の運営につきましては、役者から手伝いいただく方までボランティアをお願いしています。よって修繕や衣装の新調等には資金的に苦しい状況であります。一部は寄付で賄うこともありますが、市からの支援は大変たすかります。今後においても是非とも継続していただきたいと思います。

**後藤会長** 資金的に言えば郡上八幡のブランドによる寄付、例えば郡上踊りへの寄付やふるさと納税などを他の所へも波及させることが大切であろうと思います。歴まち計画の効果でもあります、郡上八幡への来街者が他地域へも流れるという観点で共通点があります。各団体の連携体制が大事であると思います。

**藤田委員** 郡上踊り保存会ですが、建造物ということで言えば郡上踊り屋形の収納庫が郵便局横にあります。踊り屋形は昭和44年に400万円で建造したものであり、老朽化が著しいので修繕が必要と思われます。保存活用していくためにも支援いただくよう検討していただきたい。

**後藤会長** 踊り屋形等の修理などは郡上踊りで寄付を募ると多く集まるかもしれません。修理の風景なども公開するとそれを見に来る方もいて良いPRにもなります。いろいろと工夫すると良いと思います。

**藤田委員** 郡上八幡に来る人は、まちがきれいと言われます。今後は、無電柱化そして建物も整うことで更に景観も良くなりますので大変良いことであると思います。

**鶴田委員** 都市計画審議会の鶴田です。平成28年度から施行されました第2期都市計画マスタープランについて審議してまいりました。その際、第2期の都市マスでも挙げていますが、郡上八幡市街地では防災と交通の施策が重要とされています。今回の資料で城下町交通体系の事業期間が、平成30年度までの資料と平成31年度までの資料の2種類がありますが、この違いは何でしょうか。また、都計審では交通体系を考える際、駐車場のことが重要であると議論されました。今回の事業では駐車場のことは含まれているのでしょうか。

**可 児** 提出させていただきました評価シートでは平成30年度までの事業期間で、歴まち計画を策定した際に設定されたものであります。その後検討する中で実際は平成31年度までの事業として実施していくものです。歴まち計画における本事業の期間については変更を行う予定です。平成31年度までの事業期間というのは、この事業を都市再生整備計画による事業に位置付けていることから都市再生整備計画事業の最終年度の31年度までとしています。駐車場の件につきましても交通体系を検討する際、外周に配置を基本としながらもまちなかも含め検討するとともに、各種の交通計画について交通社会実験を行いたいと思っております。

**鶴田委員** ご検討されて、事業内容が増えたことによる事業期間の延長ということで理解します。

**後藤会長** 評価シートには、事業期間を変更した際の記入項目が無いため、記載するのであれば実施・検討にあたっての課題と対応方針欄に記入しておくとう分かりやすいのではないかと思います。

私から一つお願いですが、伝統的水利用施設についてですが、整備されたことは大いに良いことではあります。が、長期的なことと言うと是非、施設の木質化をしていただきたいと思っております。鉄骨造りの施設で修繕の時期が来たときには、郡上八幡らしさのための木質化をしてほしいと思っております。地域の地場産材を使い、地域の職人に行っていただくなど、長期的な課題であろうと思っておりますが歴まち計画の関連事業としての視点も含めていただくと良いと思っております。

**大坪委員** 明宝は、間伐材でバス停などが建てられています。水屋などもそのような観点から保護していくことが大切であろうと思っております。

**辻 委員** 先程、空き家活用についての説明がありましたが、現在の空き家活用について需要と供給の状況はどのようなものでしょうか。

**可 児** 産業振興公社が以前調査した結果では、市街地に350戸を超える空き家の町家があります。平成27年度からの事業ではありますが、公社において市からの支援を基金として運用し、空き家をリノベした上で借り手と貸し手の仲介を行っています。この2年間で13件の実績があり、借り手としては名古屋市、北海道、大阪市、東京都、アメリカの方など市外及び県外を越えての入居があり需要はあると思われれます。事業を継続することで更に供給を増やす予定であります。

**後藤会長** 空き家をリノベし、宿泊施設に替えて行こうとした場合、建築基準法による規制が大きな課題となっています。厳格に基準法を適用すると費用が大幅にかかるため、国交省

でも安全性を確保する中で緩和に向けたガイドライン作りを行っているところであり  
ます。郡上市においても今後対応していくことが必要となってくると考えられ  
ますし、そのような視点も必要であると思います。安全性と歴史的価値をいかに  
両立させていくかが重要であると思います。国のガイドラインも大切ですが、  
県と連携を図りながら行っていくことも重要であると思います。

**後藤会長** 他にはご意見等ございませんか。

それでは、次第5の情報提供について、菅原調整官より、今ほどのご意見・ご感想も  
含めてご説明いただきたいと思います。

**菅原調整官** それでは、先ず情報提供から説明します。こちらの資料ですが、歴まち法という法律  
で書かれていることの、より詳細な法運用とか手続きについて、その指針を国土交通省  
始め関係省庁連名で出しています。それが今年の3月に一部改正されましたので、その  
概要について説明させていただきます。

国土交通省の中に社会資本整備審議会と言う有識者が集まった外部会議があるので  
すが、そちらでは歴史的なまちの保存をどうしていくのかなどを審議しておりまして、  
昨年その検討結果が示されたところでもあります。それに基づいて歴まち法の指針も改正  
されました。

本日はその概要を説明させていただきたいと思います。1ページ目に四角囲いで運用  
指針改正と言う文字が4箇所あります。ポイントは4つあります。1つ目は、郡上市も  
関わることであると思いますが、第一期計画の適切な評価と第二期計画への反映であり  
ます。歴まち計画は概ね10年ぐらいが計画期間とされているところが多いのですが、  
この後どうするのが明確に書かれていませんでした。10年で終わってしまうのか、  
延長できるのかが明確ではありませんでした。今回指針が変わったことにより、次期計  
画を再度認定できるものとなったところでもあります。ただし認定計画の終了期間だけ延  
ばすというものではなく、それまでの取り組みの進捗状況というものを評価した上で、  
継続の必要が明確に認められれば、延長が出来るというものであります。郡上市につい  
ては計画期間が35年度までですので、まだ先の事ではありますが、将来35年度が近  
づいてきたとき、再度延長するかどうかについて検討が必要になりますので、そういう  
意味でも現在の計画を着実に進捗されることの進捗評価とフォローアップが重要であ  
ります。

2つ目のポイントですが、二期計画の認定に合わせた景観計画の策定や屋外広告物の  
独自条例制定の促進です。景観計画とは、歴まち法とは別に景観法というものがあり、  
それに基づいて策定する計画であります。未策定の自治体においては、次の認定時に策  
定することになります。郡上市は既に計画があると認識しておりますので特段関わらな  
いところであると思います。

3つ目が、歴史的風致維持向上計画の策定促進として計画策定のポイントを明示しています。これから歴まち計画を策定する自治体対象の事ですが、計画の内容とチェックリストを示しています。

4つ目のポイントですが、まちづくり関連団体や建築、不動産、造園など関係分野の専門家との連携促進ということで、これはもともと指針の中では、計画を策定する際に、様々な方との協議の場、このような協議会の場などで十分検討した上で策定する必要性を示しています。今回の改正によって、具体的な内容の一つとしましてまちづくり関連団体との連携を図ることが追加されたところです。もともとは、これも指針の改正の元となった社会資本整備審議会の答申の中で、今後の歴史まちづくりの在り方について、歴史的文化資産の価値を高めることが重要であり、そのためにも保存活用を進めるものとされています。進めるにあたっては、モデル事例として民間都市開発機構で資金ファンドを供給する仕組みがあり、市町への資金調達あるのですが、その後において地域で実際に歴史的な資産を活用するためには、このような不動産関係などの方との協力というのが必要であるということが主旨となっています。

ここからは先程の計画評価にも関わってきますが、空き家の利活用の話がありました。保存だけではあとが有効に続いて行かないため、いろいろな形で活用しようと言うことであります。まず活用にあたっては先程の用途変更の話もありましたが、法的に解決すべき課題があります。そこで、まちづくり団体など、また専門家の方と連携することでうまく進んでいくのであると考えます。引き続きご検討いただければと思います。

以上です。

**後藤会長** 本日の協議会へのアドバイス、ご感想などございましたらお話しいただきたいと思います。

**菅原調整官** 計画の進捗状況を見させていただいたところ、うまく進めていると感じたところがあります。進めるにあたっては、いろいろな法的な話とか資金調達の話があると思いますが、国の方も新しい仕組みを創り改善に向けて行っていますので、我々も情報提供を行ってまいりたいと思っております。アンテナを張っていただいて、使えるものは使うということで活用していただければと思います。

**後藤会長** その他、全体についてご意見等ございませんか。  
それでは、次第6の平成29年度都市再生整備計画事業について、及び平成29年度郡上八幡北町伝統的建造物保存地区の事業について、事務局より説明をいただきます。

**大 坪** = 「都市再生整備計画の資料に沿って事務局説明（都市住宅課：大坪）」 =  
**蓑 島** = 「北町伝建地区事業の資料に沿って事務局説明（社会教育課：蓑島）」 =

**後藤会長** 説明についてご意見等ございませんか。

防災ワークショップを行うにあたり、糸魚川の火災を見ても分かるとおりに、初期消火が重要でありますので、是非とも人がひとり通れるスペースなど通路の確認を行っていただきたいと思います。消火、避難において重要なことでもありますので検討いただきたいと思います。

**後藤会長** その他にはございませんか。

それでは、私にいただいた本日の議題はすべて終了ということで、事務局にお返しいたします。

**山田課長** 皆さまには長時間にわたりまして、慎重なご審議をいただき誠にありがとうございました。これをもちまして、平成29年度第1回郡上市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。

終了：15時20分

文責：可児